

# 学長 学系長 学部長 は 誠実交渉義務を守ったか？



中村学部長 松尾学系長 澤村理事 牛木学長 成田理事 岩倉総務部長

創生学部設立時に採用された教員は5年の任期制(再任可)です。大学において、再任審査や年俸制の評価は、公平かつ適切で教員の教育研究を促すものであることが前提です。その前提が崩れれば、再任や評価を意識し、ものが言えない大学になります。昨年9月に新大職組は、再任審査のあり方に意見と交渉を申し入れましたが、大学当局、部局長は団体交渉の誠実義務を無視して来ました。県労働委員会の斡旋を受け、2月2日ようやく団体交渉の席に着きました。

使用者には職員組合と誠実に交渉にあたる義務があります。使用者は、組合の要求や主張に対しその具体性や追求の程度に応じた回答や主張の論拠を示し、必要な資料を提示しなければなりません。そのような誠実な対応を通じて合意達成の可能性を模索する義務があります。

- 一方的な交渉の先延ばしや拒否
- 回答・説明・資料提示などの具体的対応の不足
- 合意達成の意思のない交渉態度
- 使用者の一方的意見への固執

これらは、いずれも誠実交渉義務に違反する典型例です。

これまでの交渉の経緯(裏面)を御覧ください。大学当局、学系長、部局長の言動は、誠実義務違反の不当労働行為に該当します。不当労働行為により組合交渉を拒否して、一方的に決定した事柄は無効です。労働者の労働条件、経済的地位に関する事項は義務的団体交渉に該当し、団体交渉を拒否して決定することは不適切です。まず、交渉申入れ時に遡り、双方の合意形成した後再度審査をやり直すしかありません。

事実に対し謙虚に

## 不当労働行為を認め先に進みましょう

### 労働組合法(不当労働行為)

- 七条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- 2 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。
  - 3 労働組合の運営を支配、若しくは介入すること。

団体交渉拒否誰が決定？

## 謎は深まるばかり

管理職は組合の対交渉相手であり、松尾学系長は団体交渉を受ける義務があります。松尾学系長は、十一月四日組合の意見書を「読んでいない」と返答し、翌日の団体交渉の申入れに「労務福利課を窓口にしていて。大学としての対応もありますからそちらに問い合わせてください。」と団体交渉を明確に拒否しました。

今回の個別交渉で「団体交渉の要求を知っていて、本部・労務福利課を軸に検討をしていることは把握していたが、検討結果を得ていなかった」と答弁しています。荒井事務部長は「十一月二日以前に、学系長に団体交渉について伝えていた」と回答しました。

このことから、松尾学系長は本部の指示に従い、ひたすら交渉を不誠実に拒み続けたことが明確になりました。これは重過失です。

つぎに、団体交渉に一貫して応じていない、それを決定したのは学系長か？と質したのに対して、松

尾学系長は「団体交渉を行うか否かは大学として検討しておりました。」と答弁し、団体交渉の拒否回答(十一月一日のメール)の決定については、「決定の段階には参加していない。大学として対応しなければいけません。」と答弁しました。

組合の「団体交渉の拒否を主導したのは大学執行部ですか。不正労働行為ですよ。」の質問に、松尾学系長は「最終的な責任は牛木学長になると思う」と答弁しました。

拒否回答を決定した会議について、成田理事は「相談を受けたことはあるがいつか記憶にない。しかし、教授会(ママ)が決めたことを学長がひっくり返

すことはできないでしょ。それは組合の考え方と矛盾するとアドバイスした」と答弁しました。この経緯からすると、団体交渉拒否の首謀者が学長・理事になります。しかし、学長は「私にも責任がありますが、わからない点もあるので予備折衝するように指示した」と答弁しました。学長、理事もそれを追認しつつも、責任の所在については記憶にない、覚えていないと、不誠実な答弁です。自ら発した団体交渉拒否に誰も責任を取ろうとしない姿勢が明確になりました。

いったい誰がこれを主導し、交渉拒否を決定したのか、謎が深まるばかりです。

## 不当な支配・介入

今回の個別交渉では、個人情報取り扱いを口実に「確認事項」の締結が要求され、参加者を限定したり、情報の扱いを制限しようとした。これは、労働組合法七条三号に抵触する組合への支配・介入です。両者の理解と合意に必要な情報は提示、説明されるべきです。また、それを通して合意形成ができません。当然、情報の扱いについては、信義則に則り適正に扱うことは前提です。

## 解決する気があるのですか？

紛争は、互いが納得し合意しなければ、終結しません。引き延ばし、拒否では解決は望めません。どこかで非を認めて歩み寄る必要があります。「無謬性の原則」に陥っていませんか？解決する姿勢が感じられません。諦めるのを待っていたり、解雇で終結すると思っていたら誤りです。雇止め後も、不当労働行為や、処遇（ハラスメントや不当評価）について団体交渉を受ける義務があります。紛争を解決する気がないのも不当労働行為です。

今回の交渉は、以下の団体交渉拒否の回答が議論されます。学長と松尾学系長宛の要求に対し、いったい誰が作成し、誰が決定したのか。

9月28日付けで意見書をいただき、11月4日付けで学長及び学系長に対して団体交渉要求書をいただきました件につきまして、次のとおり回答します。

### ● 団体交渉要求書への回答

教員人事は再任審査を含めて各学系等で行われ、各学系等の自治のもと、適切に運用されており、学長は各学系等の決定を尊重しています。

したがって、当該職員の再任審査についても、中立公正の立場から、労使の団体交渉にはなじまないと考えています。

2021年11月10日(水) 16:40  
【労務福利課】転送します要求書に関する回答

## 交渉の経緯、これが誠実交渉ですか？

### 労働契約終了の交渉の申し入れ

九月二日 労務福利課に組合員の労働契約終了に関する手続きに不備があり、関連部局との団体交渉を依頼。同課これを了承したと返事。

十月二五日 交渉ルール一ヶ月を過ぎても返答なし。交渉ルールの厳守を告げ抗議。団体交渉に際して配付予定であった要求書(九月二八日付)を関連部局長と労働契約終了に関する関連委員に送付するように依頼。

十一月二日 電話で質したところ「関連二部局長は話し合いに応じる意向はあるが、その具体的日程は、まだ把握できていない。労働契約終了に関する審議日(十一月十日)のことは労務福利課は承知していない。至急あらためて関連事務に連絡を取る。」と返答。

十一月二日 当該部局長に電話「組合からの要求書は知らない、読んでいない。交渉受託については協議中」との返答。

十一月二日 同部局長に「交渉の申し入れならびに意見書について」とのメールを送り交渉を再要求。労務福利課に交渉開始の状況を求める。

十一月四日 団体交渉要求書を学系長に手交。労務福利課に交渉開始の状況を求める。

十一月五日 学系長へ電話すると「すべて労務福利課を窓口に行っている。大学としての対応もありますからそちらに問い合わせてください。」の一点張り。

十一月八日 労務福利課課長のメール「明朝一番に学系長に私どもの要求について伝える」、「労務福利課を通すこと、対応についてはなお協議中である」と返答。これに対し中執委員長は抗議。

十一月九日 連絡を待つが返答なし。電話で何度も照会するも不在。夕方「明日十日に最終的な回答をします」とひと言メール。

十一月十日 返答なし。午後一時、電話にて労務福利課課長に「大学の一連の対応は不誠実交渉と理解せざるを得ない」と抗議。

同日 午後四時四〇分に団体交渉拒否のメール。

十一月二四日 組合は大学側に「組合員の労働契約の終了に関する団体交渉拒否の回答を撤回し、同団体交渉を緊急に開催すること」の団体交渉要求。

同日、新潟県労働委員会宛てに、あつせん申請書を届出。

二〇二二年

一月五日、総務部長、労務福利課長と組合事務所にて予備折衝。個別労務問題に関する団体交渉についても日程調整を大学側に求めた。

大学側「早期に実施する」と応答。個人情報に関する取扱い範囲の確認書を取り交わしたいと組合に提案。組合は守秘すべき事項は信義則に基づき約束するので確認書は不要であると応じ、大学側はそれを承諾する形で予備折衝は終える。

一月十一日 総務部長「交渉のルールを記した確認事項」を組合に送付。

一月十二日 以後、大学側は合理的な理由を明らかにせぬまま同条件の合意に固執し、何度も確認事項を送付。

一月二四日 組合は「学内規定を労働法に優先させること」「その優先を前提に特定の事項を取り扱わないことを文書で認容すること」は受け入れられないことを総務部長にメール。

一月三一日 総務部長「残念ながら、当該確認事項案の合意が得られない場合は、別添のとおり、大学側から方針を示し、交渉に臨みたいと考えています」と、組合の合意のないまま交渉ルールを定めて強制的に運用する旨を組合に一方向的に伝える。

同日 大学側の「確認事項」は、組合活動の自律性を損なう支配介入であり、労組法第七条第三号に違反すること、組合は強く抗議し、「確認事項」の撤回を要求。こうした不法な交渉条件二月一日 総務部長「明日の団体交渉では、「個人情報等の取り扱い方針」について、冒頭に説明させていただくことを要望いたします。」と一方向的に通告。

同日 メールにて、再度大学側に反論。大学側が合意なきまま交渉ルールを説明するならば、組合はこれに交渉時間中に反論せざるをえない、と返信。

二月二日 労働契約終了についての団体交渉が開催され、継続審議中。